

東武友の会の契約約款(以下、「会則」といいます)を充分にお読みいただいた上お申し込みください。

入会者は、本会則を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する「株式会社東武友の会」宛に書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は書面(ハガキ、封書)を発送したときから生じます。この場合、既にお払込みされている予約金は遅滞なく全額をお返し致します。

第1条 名称等

本会の名称は東武友の会(クレソンサークル・クレソンキッズクラブ)と称します。
本会は、東京都豊島区西池袋一丁目1番25号所在の株式会社東武友の会が運営します。

第2条 目的

本会は、東武百貨店各店、東武宇都宮百貨店各店をご愛顧くださる日本国内居住の個人会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

(1)会員は第4条(3)のボーナスの特典を受けられるほか、東武百貨店各店・東武宇都宮百貨店各店でのお買物の際に5%割引いたします(一部割引除外品があります)。また、随時、本会が取り扱う観劇・コンサート等のチケットを優待価格にてご購入ができるほか、本会が催す各種催事にもご参加いただけます。
(2)本会の各種特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金をお払込みの会員に限ります。

第4条 入会、お払込み方法および領収書の発行

(1)本会へ入会ご希望のお客様は入会申込書に、予約金として1回分の積立金相当額の現金を添えて直接友の会窓口へお申込みいただき、本会が入会を認めたとときにご入会ならびにご契約成立といたします。
但し、未成年者の方が入会される場合は、親権者等の同意が必要になります。
*クレソンキッズクラブへの新規ご入会は2010年3月より受付けておりません。
(2)ご契約成立とともに、予約金は第1回分の積立金とし、ご契約金額から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき毎月月末までにご入会になられた友の会窓口へ現金でお払込みください。ご持参払いの場合には、会員証を添えてお払込みください。自動払込(口座振替)による積立金のお払込みは、別途規則を設けます。なお、お払込み途中での「お積立コース」の変更はできません。
(3)本会のお積立コースおよび毎月の積立金は下表のとおりとし、お払込み回数は①は12回・②は6回といたします。

12 ヵ月 積立 コース	お積立コース (毎月のお積立金)	お積立総額	ボーナス額	満期後お受取額	6 ヵ月 積立 コース	お積立コース (毎月のお積立金)	お積立総額	ボーナス額	満期後お受取額
	3,000円	36,000円	1,500円	37,500円		6,000円	36,000円	1,500円	37,500円
5,000円	60,000円	2,500円	62,500円	10,000円	60,000円	2,500円	62,500円		
10,000円	120,000円	5,000円	125,000円	20,000円	120,000円	5,000円	125,000円		
20,000円	240,000円	10,000円	250,000円	30,000円	240,000円	15,000円	375,000円		
30,000円	360,000円	15,000円	375,000円	50,000円	600,000円	25,000円	625,000円		

※池袋営業所の場合、自動払込(口座振替)のお払込みはお積立コースが5,000円以上とさせていただきます。

(4)お払込みされた積立金については、所定の領収書を積立金お払込みの都度発行いたします。[領収書は「お買物カード」または「商品お取替券」をお受取りになられるまで保管してください。]自動払込(口座振替)ご利用の場合は、通帳記帳をもってかえさせていただきます。
(5)銀行(金融機関)等への預金と異なり、お払込みされた積立金には、利息は発生いたしません。

第5条 会則の交付・再交付

(1)本会は入会申込みの際に、この会則を入会ご希望のお客様に書面にて交付いたします。この会則は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。
(2)この会則を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかにこの会則を再交付いたします。

第6条 会員証

(1)ご契約成立とともに会員になられた方は、会員証を貸与いたします。会員証は商品等とお引換えの際および各種特典をお受けになる際ならびに各種お手続き等に必要となりますので大切に保管してください。会員証のご使用は本人に限ります。
なお、ご解約または引き続き本会へご入会をなさらない場合は、会員証を返却していただきます。
(2)12ヵ月積立コース会員および2020年3月以降に入会の6ヵ月積立コース会員の場合、積立金完納後の所定の手続きの際、商品とのお引換えができる「お買物カード」と交換いたします。「お買物カード」は、続けてご契約をいただく場合には引き続き「会員証」としてご利用いただけます。
(3)会員証またはお買物カードの紛失、盗難、破損の場合にはお申し出により、ご入会になられた友の会窓口で所定の手続きにより再発行いたします。その場合、再発行1件につき300円(税込み)の手料をいただきます。なお、その場合は、旧会員証または旧お買物カードは無効といたします。

第7条 ご本人確認

新規ご入会については、入会されるご本人にお手続きいただけますが、その際ご本人を証明するもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)をご呈示いただきます。また、その他各種手続きにおいても、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)の呈示を求めることがあります。

第8条 ご本人以外による手続き

新規ご入会以外のお手続きについては、委任状等本会が定める書類をご提出いただくことにより、会員ご本人以外の方にお手続きいただけます。その場合、お手続きされる方を証明するもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)をご呈示いただきます。(但し、積立金お払込み手続きについては、ご本人以外の方にお手続きされる場合でも委任状は不要です。)

第9条 住所変更等のお届け出

ご入会の際に届け出られた氏名・住所・口座番号(口座振替の場合)等について変更があった場合は、速やかにご入会になられた友の会窓口までお届け出ください。このお届け出がない場合には、ご入会になられた友の会窓口へのお届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会にお届け出が無い場合には、「お買物カード」または「商品お取替券」のお渡し等ができない場合もありますので、ご注意ください。

第10条 積立金完納と「お買物カード」または「商品お取替券」のお受取り等

(1)積立金の完納は、お積立総額をお払込み期間の最終月まで毎月継続してお払込みになることを言い、満期は最終のお払込み期限とします。満期のご案内は、積立金完納および満期後、郵送にて行います。
(2)本会は会則による積立金完納および満期後、ボーナスは、積立金を完納された会員に対し積立てられた積立金に加算し、「お買物カード」または「商品お取替券」でお渡しいたします。
(3)「お買物カード」または「商品お取替券」は、積立金完納および満期後1ヵ月以内の一定日以降に所定の手続き(①会員証 ②ご本人の印鑑 ③ご本人宛に郵送する「満期のご案内」のご持参)により、ご入会になられた友の会窓口にてお渡しいたします。
なお、お受取りになられた「お買物カード」または「商品お取替券」のご利用は会員ご本人に限ります。ご本人以外への譲渡または貸与はできません。また、商品等にお引換えするまで盗難・紛失には充分ご注意ください。万一災害等の場合は、その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続きと期間をもって再発行を承ります。

第11条 「お買物カード」および「商品お取替券」について

(1)12ヵ月積立コース会員および2020年3月以降に入会の6ヵ月積立コース会員の場合、前条の手続きによりお積立金額およびボーナス金額の合計に相当する利用可能残高を付与したお買物カードをお渡しいたします。
①ご利用手続き後も引続きお積立の契約をする場合、会員証としてもご利用できる「会員証・お買物カード」
②ご利用手続き後はお積立を行わず、会員証としてご利用のできないお買物専用の「お買物カード」
本会則において、上記「会員証・お買物カード」および「お買物カード」を併せて「お買物カード」といいます。
(2)2020年2月までに入会の6ヵ月積立コース会員の場合、前条の手続きによりお積立金額およびボーナス金額の合計に相当する「商品お取替券」をお渡しいたします。
(3)第1項の「お買物カード」に付与した金額から商品等との引き換えに利用済みの金額を差し引いたものを「お買物カード残高」といいます。
(4)第2項の「商品お取替券」のうち商品等の引き換えがされていないものの額面金額の合計を「商品お取替券残高」といいます。

第12条 商品等のお引換え

- (1)お受取りになられた「お買物カード」は、「お買物カード残高」の範囲内で東武百貨店各店・東武宇都宮百貨店各店におけるお取扱い商品等とお引換えいたします。
- (2)お受取りになられた「商品お取替券」は、東武百貨店各店・東武宇都宮百貨店各店におけるお取扱い商品のうち、「商品お取替券」の記載金額に相当する商品等とお引換えいたします。
- (3)但し、(1)(2)の場合ともに次の商品のご利用除外となります。
(利用除外となる主要なもの)
商品券、各種ギフト券、プリペイドカード、テレホンカード、印紙、郵便ハガキ、切手、金・銀・地金等の地金類、チケット類、旅行代金、クレジットカードの掛入金、友の会の積立金お払込みおよび他のお支払い、その他東武百貨店各店・東武宇都宮百貨店各店が特に指定するもの等。なお、詳細についてはご入会になられた友の会窓口にてお問い合わせください。

第13条 ご解約等

- (1)この契約は、会員のお申し出により、解約することができます。
 - (イ)積立期間満了前の場合には、既にお払込みの積立金に相当する額の現金をご入会になられた友の会窓口から受領することができます。
 - (ロ)積立期間満了後の場合には、既にお払込みの積立金の額からそれまでに商品等にお引換えされたボーナス額分を含む「お買物カード残高」または「商品お取替券残高」の額を差し引いた現金をご入会された友の会窓口から受領することができます。(従って、ボーナス額分を享受できないこととなります。)
- (2)本会は、会員が次のいずれかに該当したとき、会員の会員資格を取り消すことができるものとします。また、この場合には、会員側の事由による解約として前項により取り扱わせていただきます。
 - (イ)第2回目以降の積立金のお払込みについて、本会の定める期間（お払込み期日より1ヵ月）を超えて遅滞されたため本会から20日以上相当の期間を定めて、そのお払込みを書面にてご催告したにも拘わらず、その期間内にお払込みが無かった場合には、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。
 - (ロ)会則のいずれかに違反し、本会が会員として不適格と判断した場合。
 - (ハ)第三者への譲渡転売その他不正又は不適切な目的での入会であると本会が判断した場合。
 - (ニ)暴力団、総会屋等又はこれらに準じる反社会勢力の構成員又は準構成員である等の関わり合いがあることが判明した場合。
 - (ホ)その他会員として不適格であると本会が判断した場合。
- (3)会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。
- (4)解約手続きは、ご本人確認のため、原則としてご入会になられた友の会窓口にて行います。その際には会員証と会員ご本人を証明するもの（運転免許証・健康保険証・パスポート等）、およびご印鑑が必要となります。

第14条 ご解約に伴う積立金の精算

**(1)会員が前条(1)によりご解約になられたときの精算は、ご解約の申し出の日、前条(2)によりご解約になられたときの精算は、催告期間の終了の日から45日以内(この項において「解約精算期間」といいます。)に行わせていただきます。
なお、既にお払込みの積立金の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求が無い場合には消滅するものとします。**

- (2)会員が前条(3)によりご解約になられたときは、(イ)積立期間満了前の場合には、既にお払込みの積立金の額、およびその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積立期間満了後の場合には、商品等にお引換えされていない「お買物カード残高」または「商品お取替券残高」、およびその額からボーナス相当分を除いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なくご入会になられた友の会窓口から受領することができます。
(注)なお、(ロ)に於いて、ボーナス相当分の額は、商品等にお引換えされていない「お買物カード残高」または「商品お取替券残高」にボーナス付与割合を勘案して0.5/12.5を乗じた額(百円未満切捨て)として計算させていただきます。

第15条 営業保証金および前受金保全措置等

(1)本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払込みの積立金および契約金額に相当する商品等にお引換えされていない「お買物カード残高」および「商品お取替券残高」の合計額の1/2に相当する額について、次の機関と営業保証金の供託および前受業務保証金の供託ならびに供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。
営業保証金の供託ならびに前受業務保証金の供託 東京法務局 所在地 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
前受業務保証金の供託委託契約の受託者 日本割賦保証株式会社 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目13番3号
三井住友信託銀行株式会社 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口まで直接お問い合わせください。

- (2)本会が、倒産、破産等により前条(2)の支払いが不能となった場合は、会員は、既にお払込みの積立金又は商品等にお引換えされていない「お買物カード残高」または「商品お取替券残高」について、割賦販売法に基づき、(1)の営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第16条 会員の個人情報の利用等

- (1)利用させていただく個人情報
会員は、本会が会員の個人情報(本会にお届け出になられた氏名・住所・電話番号・性別・生年月日、および会員番号・契約コース名・前受金残高)を、安全管理の為に必要かつ適切な組織体制の構築および社内規定の策定をした上で利用することに同意します。
- (2)利用の目的
会員は、本会ならびに本会と「個人情報の提供に関する覚書」を締結した株式会社東武百貨店および株式会社東武宇都宮百貨店が、会員への各種お知らせ、会員宛の各種ダイレクトメール等での商品情報・生活情報・各種ご優待のご案内、およびアフターサービスやお忘れ物等急を要する場合のご連絡の為に前項の個人情報を利用することに同意します。
- (3)開示・訂正・利用停止等
 - ①会員は、本会に対して自己に関する個人情報を開示するように請求できます。必ずご本人であることを確認させていただいたうえで、開示の結果ご自身における個人情報の内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、会員は本会に訂正又は削除を求めることができます。
 - ②会員は、本会および株式会社東武百貨店、株式会社東武宇都宮百貨店が個人情報保護法上の手続き違反をした場合、また前項の目的で利用することを同意できない場合、利用停止を求めることができます。
- (4)お問い合わせ窓口
会員の個人情報の開示、訂正、利用停止等に関するお問い合わせは、各友の会窓口までご連絡ください。

第17条 営業地域

本会の営業地域(営業所の所在する地域)は東京都および千葉県、栃木県とします。

第18条 友の会に関するお問い合わせ

本会に関するお問い合わせ、およびご意見等につきましては、下記のご入会になられた友の会窓口にて承ります。

TOBU

株式会社 東武友の会

池袋営業所	〒171-8512	東京都豊島区西池袋1-1-25	東武百貨店池袋本店6F10番地	TEL. 直通03-5951-5248
船橋営業所	〒273-8567	千葉県船橋市本町7-1-1	東武百貨店船橋店4F5番地	TEL. 直通047-425-7283
宇都宮営業所	〒320-8560	栃木県宇都宮市宮園町5-4	東武宇都宮百貨店宇都宮本店5F	TEL. 直通028-651-5555
大田原営業所	〒324-0047	栃木県大田原市美原1-3537-2	東武宇都宮百貨店大田原店3F	TEL. 代表0287-20-8310
栃木営業所	〒328-0015	栃木県栃木市万町9-25	東武宇都宮百貨店栃木市役所店1F	TEL. 代表0282-24-2211
今市営業所	〒321-1261	栃木県日光市今市981-1	東武宇都宮百貨店ギフトサロン今市店	TEL. 代表0288-22-3511

許可番号 経済産業大臣許可、友第3005号

この会則は、2019年9月1日より適用します。